

措置通知書

市民生活部 大野支所

報告を受けた事項	措置状況
1. 財産管理事務 ① 佐世保市職員等の駐車場用地賃貸借契約において、佐世保市財務規則第 138 条第 1 項で「…随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく、…契約書を作成しなければならない。…」と規定されているにもかかわらず、職員駐車場借受申請書兼同意書を提出している職員について、契約書を作成していないものがあった。	財務規則の認識不足により「職員駐車場借受申請書兼同意書」の提出があったパートタイム会計年度任用職員（旧代替職員）について、契約書を作成せず使用者証を発行していたものです。 本件に関しては、令和 2 年 1 1 月 1 7 日付で契約を締結しました。 今後は、財務規則を再確認し、財産管理事務の執行に遺漏の無いよう周知徹底しました。